

稚内市から転出される方へ

新しい住所地に住み始めてから【14日以内】に、市区町村役場へ転入届をしてください。
 正当な理由がなく14日以内に届出を行わない場合は、過料に処せられることがあります。

※ 転入届時に必要なもの

- ①転出証明書 ②届出人を確認できる書類（運転免許証・パスポート等） ③届出人の印鑑
 ④マイナンバーカード、住民基本台帳カードなど（本人届出の場合）

※ 「転出証明書」に記載の異動日や住所地が変更になっても、そのまま変更先の市区町村役場でお届けください。

※ 稚内市からの転出を取りやめた時は、「転出取消」の手続きが必要となりますので、交付された「転出証明書」の上、②③番窓口へお越しください。

該当項目	稚内市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日をもって登録は廃止になります。登録証をお返しください。	②③番窓口 選挙・ 戸籍住民 グループ	新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード 住民基本台帳カード	継続利用を希望しない場合はお返しください。		転入及び継続利用の手続きをしてください。
高齢者入浴証及びバス乗車証	入浴証・バス乗車証をお返しください。		市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
国民健康保険	脱退の手続きが必要です。国民健康保険証を持参してください。	④番窓口 保険年金 グループ	新たに加入手続きをしてください。
国民年金	手続きの必要はありません。		年金手帳を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
後期高齢者医療被保険者証	道外へ転出の場合、負担区分証明書が必要となりますのでお申し出ください。	④番窓口 医療給付 グループ	市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
乳幼児等医療 重度心身障害者医療 ひとり親家庭等医療	転出の手続きが必要です。受給者証と印鑑を持参してください。 ※転出先で、所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の市区町村にご確認の上、所得課税証明書の交付を受けてから転出されると便利です。		<ul style="list-style-type: none"> 健康保険証 印鑑 所得課税証明書 身体障害者手帳（重度医療のみ） を持参して手続きをしてください。

該当項目	稚内市での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
介護保険	転出の手続きが必要です。 被保険者証を持参してください。	市保健福祉センター2階 長寿あんしん課	市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
児童手当	転出の手続きが必要です。 ※転出先で、所得課税証明書が必要となる場合がありますので、転出先の市区町村にご確認の上、所得課税証明書の交付を受けてから転出されると便利です。	1階北側 こども課	市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
児童扶養手当	転出の手続きが必要です。 所得証明書（※）が必要な方はお申し出ください。		証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
特別児童扶養手当	手続きの必要はありません	1階北側 社会福祉課	証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
特別障害者手当 障害児福祉手当			市区町村の窓口でご確認ください。
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳			手帳を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
自立支援医療			証書を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
小・中学校	学校で転校手続きしてください。	3階南側 学校教育課	転入届をする際に「在学証明書」を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。
原動機付自転車（125cc以下）をお持ちの方	廃車の手続きが必要です。 印鑑、ナンバープレートを持参してください。	1階北側 税務課	市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
水道料金	中止の手続きをしてください。 電話でも可能です。 0162-23-6514（直通）	2階南側 水道料金課	市区町村にご確認の上、新たに手続きをしてください。
犬の登録	手続きの必要はありません。	2階南側 くらし環境課	転入届をする際に、登録時にお渡しした「鑑札」を持参し、市区町村の窓口でご確認ください。

※ 所得証明書は、1月1日現在稚内市に住所がある方が対象となります。

◆稚内市役所 〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号
電話番号 0162-23-6161（代表）

◆長寿あんしん課 介護高齢グループ（稚内市保健福祉センター2階）
〒097-0022 北海道稚内市中央4丁目16番2号
電話番号 0162-23-6458（直通）